

特集 4

戦後・大阪の部落解放運動史の総括

渡辺 俊雄

一、関係資料と過去の業績

①関係資料

戦後・大阪の部落解放運動に関する基礎的な資料は、後掲の通りである。決して充分とは言えないが、運動団体の議案書や機関紙など基本的な資料はそろっており、運動の大きな流れを追うことは可能である。今後は、個人が所蔵している資料や各地域ごと・事件ごとさらさらに詳しい一件資料、「解放新聞」大阪版が発行される以前の機関紙「府連ニュース」などの発掘が必要となるだろう。

1、部落解放同盟大阪府連大会議案書・決定集

(製本・一部コピー)

2、府同促協総会議案書・関連資料

- 第1回～第25回―「大阪府同和事業促進協議会史」
(25周年記念誌)
- 第26回～第40回―「大阪府同和事業促進協議会史」
(40周年記念誌)

3、部落解放同盟全国大会議案書・運動方針

(部落解放運動基礎資料集)全四巻

4、「解放新聞」(中央)(縮刷版)

5、「解放新聞」大阪版(縮刷版)

6、「大阪の同和問題」(製本・一部コピー)

7、「大阪のあいつぐ差別事件」(製本・一部コピー)

8、「大阪同和教育資料集」全五巻

9、「資料戦後部落解放運動史」(一九七九年)

10、「資料 占領期の部落問題」(一九九一年)

11、「文献でみる部落差別事件年表」(戦後編)一九四五

～一九七六(一九九二年)

- 12、各支部関係資料（部落解放研究所所蔵）
- 13、新聞記事切り抜き（部落解放研究所所蔵）

②過去の業績

戦後・大阪の部落解放運動に言及した文献・論文も決して少なくない。しかし、部落史・解放運動史にかぎらず戦後史の研究全般がほんのしばらく前までそうであったように、戦後の諸事件を歴史的な事実として、ある意味で突き放して総括するのはまだ難しい段階にあるように思う。

もちろんそこには、デリケートな問題が存在している。歴史研究といえども、それぞれの総括するものの政治的・党派的な立場は明確にあるし、政治的・党派的立場一般が歴史研究に有害である訳ではないだろう。政治性・党派性がない人間など、どこにもいない。ないということ自体が一つの政治的・党派的な立場なのであり、問題はどの様な政治性・党派性かということに尽きる。特に、戦後史という、限りなく今日に接する歴史を扱う場合、問題は簡単ではないが、歴史の総括がどれだけ普遍的な意義を有するかによって問うしかないように思う。

- 1、大阪市同和問題研究室編『大阪市同和事業史』

（一九八七年）

- 13、大阪社会運動協会編『大阪社会労働運動史』

3（戦後編）（一九八八年、該当部分執筆は安保則夫）

4（高度経済成長期）（一九九二年、同前）

- 14、部落解放研究所編『部落解放史』下巻（一九八八年）

- 15、『新修大阪市史』第八巻（一九九三年）

③各地域の部落史

歴史研究のうえで地域の部落史に対する評価は、一部の研究者においては必ずしも高く、正当に評価されない向きがある。確かに、いわゆる研究論文ではないから、それとはまとめる目的も議論の抽象の度合いも違い、記述の中心は歴史的事実の積み重ねである。また歴史的事実の記述そのものが不明確なこともある。一つひとつの事実を史料に即して点検しようとしても、出典を明記していないために対照しようがないとか、不便がないわけではない。

しかし、それはすべて目的の違いであって、研究論文と同じ物差しで優劣を述べても、あまり意味のないことのように思う。むしろ、聞き取りそのものが一つの歴史資料であるように、地域での部落史の成果も歴史資料の一つの形として評価すべきではないのか。ある時期、あ

（一九六八年）↓復刻版（一九七九年）

- 2、盛田嘉徳「戦後大阪の解放運動史」
（『部落解放』三四号、一九七二年）
- 3、中西義雄「大阪における部落解放運動」
（『歴史評論』二三一号、一九七二年）
- 4、山田政信「大阪における戦後部落解放運動史」
（『部落問題研究』四一輯、一九七四年）
- 5、上田卓三編『部落は闘っている』
（三一書房、一九七四年）
- 6、『大阪府同和事業促進協議会史』（25周年記念誌）
（一九七七年）
- 7、『大阪府同和事業促進協議会史』（40周年記念誌）
（一九九一年）
- 8、渡辺俊雄「大阪府同和事業促進協議会史と大阪の部落解放運動」
（『部落解放研究』一一号、一九七七年）
- 9、部落問題研究所編『戦後部落解放運動の研究』
（一九七九年）
- 10、師岡佑行『戦後部落解放論争史』全五巻
（一九八〇年）
- 11、渡辺俊雄「戦後大阪の部落解放運動」
（村越末男ほか編『同和教育風土記』2、明治図書、一九八五年）
- 12、部落解放研究所編『大阪の同和教育史』（付・年表）

る社会情勢のもとで、自らの部落の歴史、解放運動の歴史をどう理解し認識していたのかを示すものとして、またとない資料となる。

そんな事を考えながら地域の部落史の本を読んでいくと、そこには、まさに地域にこだわりながら、そして決して狭く部落解放運動の動きだけを拾うのではなく、差別をなくそうと必死になつて頑張ってきた多くの個人の努力や多様な組織・団体の取り組みが、生き生きと描かれている。今回いつくかの地域の部落史を読み直してみても、あらためて多くの刺激を受けた。

戦後の部落史・解放運動史を扱ったものとして、とりあえず以下の七冊を当面の検討の対象とした。

- 1、『西郡部落解放運動史』（一九七三年）
- 2、『矢田・戦後部落解放運動史Ⅰ』（一九八〇年）
- 3、『あゝ解放の旗高く』（一九八三年、加島）
- 4、『吾等の叫び』（一九八三年、和泉）
- 5、『今、翔くとき』（一九八八年、寝屋川）
- 6、『高槻の部落史』（一九八九年）
- 7、『焼土の中から』（一九九三年、西成）

④聞き取り

関係者の聞き取りも多数にのぼる。おそらく、各地域

で取り生まれ、しかもまだ活字になっていない分は相当の量になるだろう。一挙に公表できなくとも、各地域のこうした聞き取りテープを、どこかで一堂に保管し、将来の部落史研究に利用できるように体制を整える必要があるように思う。

- 1、『解放新聞』大阪版「連載／この人に聞く」
- 2、寺本 知『大阪の解放運動史(上)』(一九七八年)
- 3、向井 正『大阪の解放運動史(下)』(一九七八年)
- 4、向井ただし「ひたむきに生きて・私の部落解放運動史」

(『ヒューマンライツ』三七〜四八号、一九九一〜二年)

二、新しい枠組み

以上のような関係資料・過去の業績などを踏まえ、新たに戦後・大阪の部落解放運動史をまとめるにあたって、とりあえず次の三点を新しい総括の枠組みとして提起したい。

①幅広く部落解放の取り組みを視野に

第一に、いわゆる部落解放運動というのは、幅広い部落解放の取り組みのすべてではなく、部分だという点で

動のあり方が規定しているのであって、幅広く視野を広げるからといって、部落解放運動を多くの要因のうちの、単なる一つの要因として評価することは、全体の歴史の評価を誤ることになると考える。

③地域における多様な取り組み

第三に、その場合の部落解放運動とは、必ずしも部落解放同盟の活動だけに限定する必要はない。地域に密着して見ていけばいくほど、その思いを強くする。大阪でいえば同和事業促進協議会の活動は地域の運動として無視できないし、実は解放運動と銘打たなくても事実上それに代るべき役割を他の組織が担ってきた場合もある。解放同盟だけがあるべき姿であって、他の運動はせいぜいあるべき姿に至る過渡的な運動であるかのように考える必要はない。そうした運動も含めて部落解放運動の姿として全体を総括したほうがよさそうである。

現実の運動では、全国自由同和会を含む「同現連」という組織さえでき、限られた課題ながら共同行動が取られている。また戦前の運動史の総括は、すでに水平社だけではなく部落改善運動や融和運動を、そして水平社の内部でも様々な潮流を再評価する方向に動き出している。戦後の運動の総括も、そうした方向へ向うだろう。

ある。すなわち、部落解放の歩みを全体として総括するには、部落解放運動のみならず、行政や教育、宗教者、企業、市民団体、個人にいたるまで、その視野を意識的に広げて総括の枠組みに加え、その重要な部分として部落解放運動を考えることにしたい。

従来は拙稿を含めて、部落史といえれば解放運動史であり、運動史とは解放同盟史という枠組みで考えることが多かったし、そうした批判も受けてきた。歴史のなかでもっとも知りたいと思う解放運動の歴史に強い関心が向けられていたことは、ある意味で自然なことであった。しかし、今日では差別撤廃の取り組みそのものもがますます幅広いものになってきており、歴史的な総括においても当然そうした現実を反映すべきであろうと思う。

②その原動力は部落解放運動

第二に、幅広く部落解放の取り組みを視野に入れるとしても、やはりその中で基本的な原動力は、部落解放運動と考えなければならぬ。基本的とは、ある時代やある地域において、解放運動よりもいわば外部の、たとえば行政や教師からの働きかけのほうが部落差別を撤廃する大きな力を発揮することが現実にならなければならぬ。しかしそのようなあり方を含めて、やはり解放運

その意味では、すでに『部落解放史』下巻で全日本同和会・全国部落解放運動連合会・全国自由同和会にまでふれたのは画期的なことであった。

④時期区分について

ちなみに、戦後の解放運動の時期区分については、従来拙稿「戦後大阪の部落解放運動」では次のようにしていた。これは、部落解放同盟の節目にほぼ沿ったものである。

- 〈1〉一九四五〜五一年／未確立 (青年同盟)
- 〈2〉一九五一〜五七年／府同促協 (第1回大会)
- 〈3〉一九五七〜六五年／大衆化路線 (第6回大会)
- 〈4〉一九六五〜七二年／答申完全実施 (第13回大会)
- 〈5〉一九七二〜八三年／質的強化 (第20回大会)
- 〈6〉一九八三年／運動と事業の分離 (第30回大会)

部落解放運動、なかでも解放同盟の発展を主眼に運動の歩みを説明するという、それなりの合理性を否定するものではない。しかし、先に述べたように部落解放の歩みをより幅広くとらえなおすとすれば、実際にはあまり大きな違いが出てくるわけではないが、以下の様な時期区分も可能となろう。

- 〈1〉一九四五〜五一年／松本追放反対闘争
 - 〈2〉一九五一〜五八年／府同促協
 - 〈3〉一九五八〜六五年／国策樹立の運動
 - 〈4〉一九六五〜七五年／答申完全実施
 - 〈5〉一九七五〜八五年／中央共闘会議
 - 〈6〉一九八五年／基本法制定要求実行委員会
- なお、以上はあくまでも戦後の部落解放運動にかかわる時期区分であつて、戦後の部落史全体の時期区分としてはさらに総合的な論議を待つ必要があるだろう。

三、その意味すること

ところで、こうして部落解放運動を幅広い枠組みで総括するということは、以下の様な認識を前提とすることになる。

第一には、部落問題の解決については様々な内容、様々な形態による、様々な場面での取り組みが可能であり、それが部落問題の解決という大きな目標に反するのでなければそれぞれの意義を認めあうこと。いわば部落解放の道について単線ではなく、複数主義の立場をとるということである。

私自身は、部落問題の解決は(反独占の)民主主義の

張することは可能だし、必要な場合がある。しかしそれは抽象的なスローガンではなく、部落差別とのかかわりをかかり具体的に示した場合にはじめて説得力を持つだろう。

四、戦後の運動史での検証

以上のような問題意識で戦後の大阪の運動を総括すると、次の様な新しい問題が見えてくる。以下の順番は、必ずしも重要性、論理的な展開を意味している訳ではなく、ランダムなものである。またテーマによって精粗があるのは、筆者の考えがまだ十分に熟していない証拠であり、お許しいただきたい。

①全水から解放委員会(青年同盟)へ

初期に大阪で解放委員会(青年同盟)が組織された地域は、戦前の水平社と必ずしもすべて連続しているわけではない。「表1」の通り、戦前に大阪で水平社が組織された地域は全部で二七あるが、このうち戦後初期に大阪の解放運動になった部落解放大阪青年同盟の支部ができたのは、一〇地域にすぎなかった。ちなみに、青年同盟の支部ないし影響力を持っていた地域は、全部で一六

課題であると位置づけているが、同時に人類的な課題であつて階級の課題ではないと考える。従つて部落問題の解決には超党派的な取り組みが可能であり、できるだけ幅広く多様な形で、まさに草の根の取り組みが沸き起こつてくることが望ましいと考える。

第二には、このことは必然的に部落解放運動の多様性を、たんに歴史的事実に関してだけでなく、現実においても認めることにつながる。もちろん、どの運動を各自が支持・評価するかは別の問題である。

この点について秋定嘉和氏は、大きくA「自覚的解放の立場とB「丑松的解放の立場」というように整理されていると思う。私としても大きく二つの道があるとする点に異存はない。ただしBの道はAの努力なしには不可能であることも間違いない。それゆえに、被差別部落の主体的な取り組みが不可欠であり、私の立場でいえば部落解放同盟の力量がもっとも問われることになる。

第三には、解放運動じたいの内部における意見の多様性を認めることである。部落解放運動は部落の完全解放を共通の課題とする大衆運動であり、たとえば内部に様々な政治的意見があることは大前提である。そうした多様な意見を踏まえ、議論を闘わせながら、具体的な政治的課題について組織としての一定の政治的な立場を主

を数える。

戦後の解放同盟の支部数が戦前の水平社の数を越えたのは一九六五年当時(大阪府連の第一三回大会、二九支部)だが、このなかでかつて水平社があつた地域は一六支部である。その後、一九七五年の第二回大会をもつて今日の四七支部体制ができあがるが、このうちかつて水平社の組織された地域は半数弱の二二支部である。ということとは、水平社のあつた地域のうち五地域には今に至るまで解放同盟の支部はできていないし、逆に今日の四七支部のうち二五地域は水平社がなかつた地域だということになる。

水平社が組織されていた二七地域について、戦後に青年同盟・解放同盟の支部にどれだけつながつていったのかを大阪市内・摂津・河内・和泉の地域別に示すと、次の様になる。

〈地域別の水平社数と青年同盟・解放同盟の支部数〉		合計			
大阪の部落数	水平社の組織された地域数	市内	摂津	河内	和泉
57	27	15	21	12	9
そのうち					
青年同盟(一九四六年)	10	1	2	5	2
解放同盟(一九五九年)	9	3	2	3	1

解放同盟(一九六五年) 16
 解放同盟(一九七五年) 22

特徴的なのは大阪市内の場合で、戦前には水平社が一〇の地域に組織されていたが、青年同盟の支部は一地域にしか過ぎなかった。おそらく空襲などの被害が集中していたこと、後には都市化の波によって被差別部落としての帰属意識が希薄になっていったことなどが影響したものである。

なお、青年同盟の中心的な活動家は、戦前の水平運動の第二世代が担っている。松田喜一など第一世代は青年同盟の参与としてかわり、後に大阪府同和事業促進協議会が組織されるとその中心的メンバーとなっていく。また双方の活動家ともに、戦時中に行政の中で同和事業を担当していたメンバーが多い。京都でも同様な事情があるようで、『京都の部落史』(第二巻)では戦後初期の運動を「行政との未分化」と総括されているが、それは必ずしも否定的に評価する必要はない。

もちろん水平社の伝統を過小に評価するのも誤りであろう。「表1」から読み取れるように、一九五〇年代から六〇年代の前半にかけて、大阪府連がほとんど組織的なまとまりを持ちえなかった時代に運動になってきたの

【表1】 水平社と部落解放同盟の支部数の推移

	支部数 (増減)	そのうち水平社の あった地域・なかった地域	備考/影響下 にある地域
— [水平社]	27	27	
1945			
1946 青年同盟	16	10	6
1947			
1948			
1949			
1950			
1951			
1952 第1回大会			
〃 府同促請願書	[43]		
1953 第2回大会			
1954 第3回大会			
1955 第4回大会	1(-16+1)	1(-10+1)	0(-6) (+9)
1956 (第5回大会)			
1957 第6回大会	3	3	0 (+2)
1958 府同促請願書	[37]		
1959 第7回大会	14	9	5 (+1)
1960 第8回大会	7(-8+1)	7(-3+1)	0(-5) (+4)
1961 第9回大会	8	7	1 (+6)
1962 第10回大会	16	12	4 (+14)
1963 第11回大会	24	15	9
1964 第12回大会	26	16	10
1965 第13回大会	29	16	13
1966 第14回大会	31	17	14
1967 第15回大会	35(-4+8)	18(-1+2)	17(-3+6)
1968 第16回大会	32	17	15
1969 第17回大会	39(-1+8)	19(-1+3)	20(+5)
1970 第18回大会	42	21	21
1971 第19回大会	44	22	22
1972 第20回大会	46	22	24
1973 第21回大会			
1974			
1975 第22回大会	47	22	25

(出典) 部落解放同盟大阪府連の各大会議案書(または決定集)から作成。

は、やはり戦前に水平運動を経験した地域であったのも事実である。

しかし、各地域においては、戦後の解放運動が必ずしも水平運動の歴史と伝統につながっていないとすれば、そうした地域ではむしろ部落改善事業や融和運動との継承性を考慮してもいいのではないだろうか。事実、泉南地域においては戦前に水平社が組織されなかったが、それを代位するかのようになり活発に融和運動が組織されていた。

いずれにしても、戦後・大阪の部落解放運動は、戦前の水平運動の伝統を引継ぐ面と断絶している面の、二つの側面を持つと言える。この様に、戦前と戦後の関係は、実は複雑である。

② 地域での様々な組織

ところでそれぞれの地域では、部落解放全国委員会あるいは部落解放同盟の支部が組織されるまでに、様々な組織が活動していた。例えば、靴商工組合・経済更生会(西成)、地区協議会・町会(加島)、矢田村富田青年会・母の会(矢田)、向上青年団・民主診療所(高槻富田)、水本文化研究会(寝屋川)、聖文化連盟(和泉)などである。こうした様々な運動があったことは、地域の部落史

においてかなり丹念に記述されており、こうした組織のなかには後に解放運動につながっていくものがある。

また一九五一年当時に西成の生業資金融資要求の運動で実現した大阪市の制度が五八年以降に矢田の運動で生かされたように、行政の施策・制度も時間が経ってからの運動に活かされることもある。したがって組織や行政施策についての歴史的評価は、一定の期間の経過を経なければ実は難しい面がある。

もちろん前述した組織以外にも、後に運動に継承されなかった組織があるはずで、なぜそうした差が出てきたのか、例えば青年・教師の自覚的な運動の有無といった要素も、総括の一つの視点である。

③ 解放同盟としてではない様々な運動

また、戦後の運動の中には、解放運動として組織されたのではないが大衆的に盛り上がった様々な運動があった。たとえば一九四〇年代後半の露天商禁止反対闘争は必ずしも解放委員会が組織したとはいえないが、露天商の半分は部落民だったと言われている。また一九五六～五七年の金属屑営業条例反対闘争に参加した地域のうち解放同盟の支部があったのは堺くらいで、あとの寝屋川・矢田・浅香・大東にはなかったが、それでも大衆的

な闘争になった。

さらに運動の課題によつては、本部の方針と地域の運動との間にズレがあるといった問題も当然存在する。一九四九年以降の松本治一郎追放反対闘争は解放委員会としては最大の運動課題であったが、はたしてそれぞれの地域ではどれだけ大衆的な運動として組織されたか不明である。また五四年の硫酸事件では大阪府連と奈良県連が共同闘争委員会を作っているが、前述の七冊の地域の部落史の中で記述されているのは矢田だけだった。五九年以降の「関西研究用原子炉」設置反対闘争では府連としては反対の方針を出すのが、地元の寝屋川では運動は必ずしも一本化していないといった難しさがある。

④ 差別事件の検討

つぎに差別事件に関しては、それぞれの差別事件の主体、状況、行為、解決方法などについて、個別に事例研究を深め、その歴史的な意義をあらためて明らかにする基礎的な作業を必要としている段階である。

ちなみに『文献でみる部落差別事件年表〔戦後編〕』によれば、各年ごとに大阪で起こった差別事件は「表2」の通りである。もちろん年表の基礎となった文献資料がすべての差別事件を記録しているわけではなく、資料上

〔表2〕 戦後・大阪における差別事件の件数(1)

計	大阪 全国 (%)		大阪 全国 (%)	大阪 全国 (%)	
	398	2680		14.9	
1945年	—	3	—	1961年	4 64 6.2
1946年	—	2	—	1962年	6 72 8.3
1947年	2	27	7.4	1963年	6 77 7.8
1948年	2	21	9.5	1964年	13 48 27.1
1949年	5	32	15.6	1965年	7 48 14.6
1950年	1	7	2.7	1966年	2 53 3.8
1951年	2	46	4.3	1967年	8 103 7.8
1952年	21	128	16.4	1968年	13 105 12.4
1953年	2	68	2.9	1969年	26 148 17.6
1954年	3	62	4.8	1970年	19 113 16.8
1955年	5	7	8.8	1971年	58 191 30.4
1956年	3	44	6.8	1972年	61 217 28.1
1957年	6	81	7.4	1973年	47 245 19.2
1958年	5	59	8.5	1974年	30 181 16.6
1959年	8	94	8.5	1975年	15 100 15.0
1960年	3	66	4.5	1976年	14 87 16.1

(出典)『文献でみる部落差別事件年表〔戦後編〕1945～1976』から作成。

の制約はあるが、一見してわかるように、二～三年を除けば、全国の差別事件に占める割合が恒常的に一割を越えるようになるのは、一九六八年以降である。これは実際に事件が起こった比率というよりは、全国の解放運動における大阪の位置をあらわしているように思われる。

また差別事件をその「主体」「状況」「行為」ごとに比較したのが、「表3」である。全国に比べて大阪に特徴があるとすれば、「主体」では公務員・市民の割合が多く、「状況」では公的な場所、「行為」としては発言・所作・表現が多い。

なお解放運動が差別と指摘し取り上げる事件の内容が時代によって変化していることは、次の様な時代ごとの典型をみるとはつきりする。

〈時代による差別事件の典型〉

年	「主体」	「状況」	「行為」
一九四九年	公務	公的	差別発言
一九五二年	公務	公的	排除
一九五五年	公務	公的	異なった扱い
一九五七年	公務	公的	暴力
一九六七年	市民	職場	差別発言
一九七五年	市民	公的	表現

【表3】 戦後・大阪における差別事件の件数 (2)

(1) 「主体」											
	1公務	2宗教	3企業	4マスコミ	5民間	6文化	7市民	8	9其他	0不明	
大阪計	[398] (100)	156 (39.1)	3 (0.8)	43 (10.8)	17 (4.3)	10 (2.5)	4 (1.5)	105 (26.3)	3 (0.8)	57 (14.3)	
全国計	[2,680] (100)	961 (35.9)	36 (1.3)	316 (11.8)	160 (6.1)	128 (4.8)	64 (2.4)	590 (22.0)	3 (0.1)	422 (15.7)	
(2) 「状況」											
	1結婚	2就職	3公的	4マスコミ	5企業	6民間	7地域	8宗教	9其他	0不明	
大阪計	[398] (100)	27 (6.8)	28 (7.2)	240 (60.3)	24 (6.0)	24 (6.0)	9 (2.2)	25 (6.3)	2 (0.5)	4 (1.0)	15 (3.8)
全国計	[2,680] (100)	244 (8.4)	167 (6.2)	1154 (43.1)	301 (11.2)	133 (5.0)	60 (2.2)	237 (8.8)	33 (1.2)	156 (2.1)	295 (11.0)
(3) 「行為」											
	1暴力	2排除	3待遇	4拒否	5発言	6所作	7表現	8調査	9其他	0不明	
大阪計	[398] (100)	18 (4.5)	42 (10.6)	31 (7.8)	6 (1.5)	176 (44.4)	15 (3.8)	78 (19.7)	0 (0.0)	2 (0.5)	28 (7.1)
全国計	[2,680] (100)	85 (3.2)	396 (14.8)	190 (7.1)	43 (1.6)	978 (36.5)	45 (1.7)	445 (16.6)	31 (1.2)	7 (0.3)	460 (17.2)

(出典) いずれも『文献でみる部落差別事件年表【戦後編】1945～1976】から作成。

一九七六年 = 不明 + 公的 + 表現

一九七六年の「主体 = 不明」は、誰かわからないような形で差別落書きなどが多くなっていることを示している。

なお差別事件の場合、どの様な解決方法が取られたのかは、運動の側の力量や部落差別の認識の内容を推し量る意味でも重要であるが、多くの場合記録のうえでは曖昧にしか記されていない。今後の研究課題と言える。

⑤ 「草の根」の市民運動として

そのほか、戦後の解放運動の特徴は、戦前以上に「草の根」の市民運動としての可能性を持っていたことであり、市民運動として差別撤廃の取り組みがどこまで根付いてきたのかは、大いに関心のあるテーマである。

その一つの表現として、それぞれの時代に同和行政や地域とかかわって、欠かすことのできない個人(特に部落外の協力者)の大きな役割があったことが、各地域の部落史を読んでいると感ぜられる。個人の顕彰という意味ではなく、正当な評価として歴史の上に記録しておくことが必要だろう。

また部落解放の課題に関して、過去に様々な市民団体との共闘が実現してきた。例えば、一九四九年以降の松

本治一郎公職追放反対闘争には、多くの政党・市民団体とあわせて在日朝鮮人連盟や在日大韓民国居留民団が共闘組織に加わっていた。一九五八年以降の国策樹立運動でも在日朝鮮人総連合会が加わっていた。こうした共闘組織の最大の成果は、一九六六年に結成された「同対審」大阪府民共闘会議だった。

なお本稿では意識的に、「国民」あるいは「国民」運動という、これまでよく使われてきた表現を避けている。これは、『部落解放史』下巻に対する尹健次氏の書評とそこでの批判を受け止めたものである。同書評で尹氏は、『部落解放史』下巻では安易に「国民」という言葉が使われているが、在日朝鮮人はまさに「国民ではない」ことを根拠に戦後民主主義のもとで差別されてきたにもかかわらず、多くの日本人はそのことに無関心できたと指摘し、戦争責任の問題を含めて、部落史研究者の歴史意識を鋭く問いかけている。

確かに、これまで部落解放運動は「国民」運動とも言い、「国民的課題」という言い方もしてきた。しかし指摘されてみれば在日朝鮮人連盟や在日朝鮮人総連合会などが加わった運動を「国民」運動と表現するのは矛盾でもある。

今後の解放運動のありかたも含めて考えれば、過去の

〔表4〕 全国の代議員・分担金に占める大阪の割合

年	全国大会	場所	代議員			分担金		
			大阪	全国 (%)	大阪	全国 (%)		
1945年								
1946年	1	京都						
	2	東京						
1947年								
1948年	3	奈良	40	600	6.7	16,000	393,820	4.1
1949年	4	東京						
1950年	5	東京						
1951年	6	京都						
	7	岡山						
1952年								
1953年	8	兵庫						
1954年	9	大阪						
1955年	10	大阪						
1956年	11	大阪						
1957年	12	大阪	60	735	8.2	15,000	178,000	8.4
1958年	13	東京						
1959年	14	大阪	100	1,035	9.7	15,000	220,000	6.8
1960年	15	東京						
1961年	16	京都	25	209	12.0			
1962年	17	吹田	30	293	10.1	20,000	226,000	8.8
1963年	18	京都	50	554	9.0			
1964年	19	福岡						
1965年	20	東京						
1966年	21	大阪	100	890	11.2			
1967年	22	奈良	100	840	11.9			
1968年	23	京都						
1969年	24	東京						
1970年	25	東京						
1971年	26	京都						
1972年	27	京都						
1973年	28	京都						
1974年	29	大阪						

*松本闘争：カンパ額110万(11%)、署名50万(5%)

(出典) 各年『解放新聞』から作成。

運動を総括する場合にも「国民」運動という言葉を使うよりは、やや熟さない感がないではないが「市民」運動または「住民」運動と総括するほうがいいのではないかというのが、現在の私見である。

⑥ 行政闘争とかかわって

戦後の大阪の運動史をたどると、矢田・寝屋川・高槻富田・和泉のように、旧町村が新市に合併(編入)された後に住宅や教育をめぐる大衆的な要求闘争が起きている例がいくつも見られる。これは町村合併によって、財政的な裏付けが強まったこと、旧町村における支配関係が崩れたことなどによって大衆的な闘争が可能になり、運動の質が変わっていったのではないかと考えられる。

支え、全国の運動をになつていたことを示している。

④ 共闘(連帯)と矛盾

最後に、部落解放運動と他の市民や被差別階層との間でどの様な共闘(連帯)があつたのかも、解明すべき課題の一つだろう。

例えば、今日でもそうだが、選挙はきわめて具体的な共同闘争の形態である。戦後の初期、恐らく一九四七年当時、地方自治体の公職に占める部落出身者の数について、「表5」の様に興味ある数字が上がっている。実数はさらに多かつたと思われるが、いずれにしてもかなりの人数が選挙というプロセスを経て公職に選ばれていた。公職に占める部落出身者の割合を人口比率などと比較すると、次のようになる。出典は『資料 占領期の部落問題』である。

〈公職に占める部落出身者の割合〉

	大阪	全国平均
人口比	二・〇七%	一・三七%
市町村農地委員	〇・九三%	一・〇七%
町村長	二・〇三%	〇・五三%
市会議員	二・四六%	一・九五%
町村議会議員	二・一二%	一・二〇%

なお過去において行政は事業を実施するにあたって地元には必ず「自己負担」を求めてきた。これは行政が自らの責任を放棄し、分裂支配を画策するものであったが、反面で運動には、どんなに小さな事業にしても「自分たちの力で実現した」とする意識を生んだ。もちろん今後は自己負担を復活するべきたと言つてもいいが、行政責任と自主解放という理念をどう統一していくかは、今日的な運動の課題でもある。

⑦ 大阪と京都の運動の違い

さらに大阪と京都の運動の違いに関しては、松田喜一と朝田善之助の運動論の違い、例えば同促協の評価の違いが大きいだろう。

「表4」は、戦後の部落解放同盟の全国大会における大阪の代議員数・分担金とその全組織に占める割合である。解放委員会の大府連としてはほとんど組織の形を成していないが、一九四〇年代の後半、組織が弱体であった五〇年代においてさえ、大阪は全国の代議員数の六〇九%を占めていた。また一九五四年から五七年までの四年間続けて、そして一年おいた五九年に大阪で全国大会が開催されている。このことは事実上、解放委員会にかわって府同促協が大阪の運動を財政的にも組織的にも

成などは市民レベルの共闘として、大きな足跡を残してきた。もちろん反面では、相互に矛盾・対立の側面があったことも否定できない。一九五三年に淀川製鋼所ストがあった時、近隣の部落は一方でストを支援し、他方ではスト破りに動員されている。一九七〇年、解放教育読本『にんげん』が配布された時、大阪沖繩県人会連合会は沖繩と部落が同一視されるのを嫌って配布に反対をしたが、逆にこの事件を契機として沖繩県人会兵庫県本部とは友好関係を結ぶようになった。

一九七一年に部落解放研究所が発行した『部落解放を全ジャーナリストの手に』の一部の記載が朝鮮人差別に当たるとの指摘を受け、七三年に同書を絶版・回収にする措置を取るとともに、『部落解放』五二号に「自己批判と決意」を掲載した。また、部落解放研究所が作成してきた啓発用スライドのうち六種類について、それぞれの一部が黒人差別を助長するものとの指摘を一九九〇年に受け、翌年差し替えが実施された。こうした事実もまた、まぎれもない戦後・大阪の部落解放運動の一コマである。

そう言えば、一九四八年当時、泉北朝鮮小学校が泉北郡八坂町（現在の和泉市）にあったが、部落ではどの様に意識されていただろうか。また一九五〇年には部落の

子どもたちも通う信太村立小学校で、民族学級の閉鎖に反対する在日朝鮮人の運動があった。この時、日本側の資料では朝鮮人の児童が石を投げたとあるが本当なのか。またその時、部落の子どもたちはどんな思いでいたのだろうか。

そして近年、日本人に対して鋭く問われてきた戦争責任（戦後責任）を大阪の部落解放運動はどの様に果たしてきたのか。

以上、思い付くままに書きつらねた。逐一指摘をしなかつたが、内容の一部については従来の私見を修正しないしは発展させた箇所がある。その意味で本稿は、これまでの私自身の部落解放運動史総括の枠組みを点検し、これからの視点を確かめようとする作業でもある。また、それぞれのテーマについて必ずしも熟慮したとは言いが、一つの問題提起として受け止めていただきたい。いずれにしても、戦後・大阪の部落解放運動史として明らかにしなければならない課題は数多い。

【表5】 戦後・公職に占める部落出身者の数

(1) 部落出身の町村長 (抄)

合計	24	46	55	0.53	10,283
府県	郡	町村名	部落出身町村長	割合	町村合計
大阪	(2)	(3)	3	2.03	148
	泉北	A			
		B			
		C			
		南河内			

(注) 上記のA、B、Cは原資料では町村名が記載されている。

(2) 部落出身の市会議員 (抄)

合計	27	63	217	145	1.95	7,452
府県	市	[町]	部落出身議員	割合	議員合計	
大阪	7	10	10	2.46	406	
	高槻	1	1			
	吹田	1	1			
	貝塚	1	1			
	豊中	1	1			
	池田	1	1			
	堺	3	3			
	布施	2	2			

(3) 部落出身の町村議会議員

合計	40	304	1,044	10.15	10,283	2,201	1.20	183,224
府県	郡	町村数	割合	町村合計/	部落出身議員	割合	議員合計	
大阪	(7)	17	11.49	148/	62	2.12	2,926	
	泉南	4			20			
	豊能	4			9			
	三島	3			9			
	北河内	1			8			
	中河内	2			8			
	泉北	1			5			
	南河内	2			3			

(出典) いずれもH・パッシン氏(もと連合国軍総司令部の民間教育情報局職員)所蔵資料から抜粋。

近くは一九七二年に、ある私立の保育園が公立(大阪市立)になった時、中国籍の保母が国籍条項によって解雇される事態に直面し、部落解放運動が解雇反対の運動に立上がった。そして一九七四年の参議院・上田選挙、七五年の最低賃金闘争・私学訴訟、七七年三月の国際人権規約批准促進大阪府民会議の結成、八三年の世界人権宣言中央実行委員会の結成、八五年の反差別国際運動の結